慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	アメリカにおける移民政策・移民法に関する一考察：最近のオバマ政権の移民改革の背景
Sub Title	The changing American immigration law and policy
Author	大沢, 秀介(Osawa, Hideyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2014
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.87, No.2 (2014. 2) ,p.1- 28
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小林節教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20140228-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカにおける移民政策・移民法に関する一考察

――最近のオバマ政権の移民改革の背景――

大沢秀介

1　オバマ政権の移民改革案
2　アメリカの移民政策と移民法則の連関
3　メキシコ系移民の問題
4　まとめに代えて

1　オバマ政権の移民改革案

(1)　移民改革案の内容

オバマ大統領は、二〇一二年のミット・ロムニーとの大統領選挙で、ヒスパニック系アメリカ人（ラティーノ）の支持を獲得したことが当選の大きな要因[1]でもあったことから、これまでの移民政策および移民法を大幅に修正することを就任当初から主張してきた。そして、二〇一三年一月二九日にオバマ政権として、四つの柱から

なる移民改革案を明らかにした。(2)

ここでいう四つの柱とは、以下のようなものである。第一に「国境の安全を強化し続けること」である。それは、具体的には、「オバマ政権下で国境警備隊員の定員を倍増した」積極的な方針を堅持するということを意味する。第二に、正式な書類を有しない労働者を雇用した雇用主を厳重に取り締まること、それによって犯罪者を取り締まり、国家の安全への脅威に対処するため、アメリカの能力を強化するインフラ社会基盤と技術を高めるということである。それは、具体的には正式な書類を有しない労働者をそれと認識しながら雇用するビジネス（企業）に責任をもたせること、およびルールに基づく行動をとりたいと考えている雇用主に対して、被雇用者がアメリカに合法的に滞在していることを確認するための信頼できる方法を提供するということである。第三に、働いた報酬として市民権を獲得する道を創り出すことである。それは、正式な書類を有しない移民に市民権を取得する法的な道を提供し、その結果市民となって税金を払い、そしてアメリカ市民と同様なルールに則って行為するようにさせること、および正式な書類を有しない移民が市民権を取得する前に、国家の安全保障の観点からの審査に服し、犯罪者としての前歴の有無のチェックを受け、税金と罰金を支払い、他のアメリカ市民と同様に生活をし、そして英語を学ぶよう求めることである。第四に、アメリカの移民の法制度を合理的なものとすることである。それは、具体的には、勤勉に働きそして社会および法的ルールに従って生活する意思のある者に対して報いるような簡素で効率的な移民法制度を確立するということである。

(2) 上院案の通過

このようなオバマ政権の移民改革案は、当初オバマ大統領が独自案の提出をほのめかしたりするなど多少の駆け引きが存在したものの、その後通常の立法過程に従って、上院で法案作りが行われ、「八人のギャング（gang

of eight)」[3]と呼ばれる民主党と共和党の超党派議員八名により上院としての原案が作成された。その案は「国境安全、経済機会及び移民現代化法（Border Security, Economic Opportunity, and Immigration Modernization Act、[4]以下上院法案）」の名の下に法案化された後、二〇一三年四月一六日にシューマー上院議員によって第一一三回連邦議会本会議に上程され、六月二七日に民主党の上院議員五四名全員と共和党の議員一四名の賛成を得て上院の本会議を通過した。

上院案の当初の内容は、正式な書類を有しない移民が合法的な地位を獲得し、いずれは市民権を得ることを可能にするものである一方で、国境の安全を確保するために四〇〇〇名を上限として国境警備隊員を増員するというものであった。さらに、有用な技能・能力をもった移民の受け入れを目指し、そのために起業家のビザのような新たなビザを新設することを定めていた。他方、H－1Bビザ[5]については、その濫用を防ぐ制限を行う一方、合衆国の機関からSTEM（科学、テクノロジー、エンジニアリング、数学）の分野で学位を得た学生には追加的なビザとグリーン・カード（green card）[6]を与えるとするものであった。[7]その後、上院法案には審議の過程で修正が加えられた。その修正は、国境警備の強化や不法移民に法的地位を与えること（legalization）に懸念を示す上院議員を説得するためのもので、正式な書類を有しない移民のグリーン・カード取得は、政府が二〇〇〇名に増員した国境警備パトロールの配置が終了するまで行えないこと、企業が正式な書類を有しない移民を雇用するのを防ぐためにE-Verify（移民の地位確認のための連邦データベース）を使用することを義務づけること、七〇〇マイルのフェンス工事を完成すること、外国籍を有する者がビザの滞在期限を過ぎてもなお在留しているのかを追跡する出入国管理システム（entry-exit systems）を設けるというものであった。[8]

(3) 上院通過後の状況と反対論

この上院法案はすでに述べたように、上院をかなりの票差で通過したが、賛成派は上院で七〇票の賛成票を得られると計算していたといわれ[9]、その点では賛成派にとっては、予想されたほどの勝利ではなかったということになる。そのことはこの上院法案に対する批判に根強いものがあることを示唆していると見ることができる。実際、上院を通過した今回の移民改革法案は、下院での審議がなかなか進捗していない。とくに下院の共和党の指導者であるベイナー下院議長が本会議での投票を認めない姿勢を崩していないことが大きな阻害要因となっているとされる[10]。

これに対して、オバマ大統領が下院で多数を占める共和党に向けて審議の促進を促す一方、ホワイトハウスは移民改革がアメリカの国内総生産（ＧＤＰ）を押し上げる効果を有するとの「破綻した移民制度の修復（Fixing Our Broken Immigration System）」と題する報告書[11]を七月二九日に公表した。この報告書は、移民改革に伴う経済的効果を主張するもので、それによれば、正式な書類を有しない移民は現在一一〇〇万人おり、それらの人々による闇の経済がなくなれば、アメリカのＧＤＰは今後一〇年間で一四兆ドルに上るとするもので[12]、下院での早期の投票を促すねらいを有していた[13]。これに対して、上院法案に強く反対する下院共和党は、これまでの移民改革法案[14]の際と同様に、今回の上院法案も不法移民に法的地位を与えることによって実質的に不当な恩赦を与えるものとして反対してきた。ここでいう「恩赦を与えることに反対する」という意味は、共和党全国委員会が指摘するように、不法移民の立場を合法化した上に、いずれは市民権を付与するということは認められないということである[15]。

しかし、これまで述べてきた上院法案をめぐる賛成と反対の動きの中で、今回見られる特徴的なかつ奇妙な動きは、共和党の一部議員が民主党と法案作成で協力するにとどまらず、共和党の伝統的な支持団体が、移民改革

の推進という観点から民主党およびその支持団体との共同支援行動をとっていることである。[16] リベラルなラティーノ団体がオバマ政権の強く推している上院の移民改革法案を支持していることは理解しやすいが、宗教団体[17]や商工会議所（Chamber of Commerce）・ハイテク企業とくにＩＴ企業なども強く法案を支持していることについては、これまでとは異なる奇妙な連合を形作っているといえる。このうち、ハイテク企業のように、[18] その理由が明確なものもあるが、今回の法案がこれまで安価な労働力を提供するとされてきた不法移民の立場を合法化するものである点で、本来安価な労働力を好むと考えられる商工会議所やアメリカ人労働者の労働条件を維持したい労働組合が法案を支持していることは、[19] ただちに理解することは困難なように見える。そのような事態を理解するためには、これまでのアメリカにおける移民政策や移民法制の歴史的展開を踏まえる必要がある。本稿では、現在のオバマ政権と連邦議会上院による移民改革法案の意味をより深く理解するために、これまでのアメリカ移民政策と移民法制の歴史的展開を見てみることにしたい。

2　アメリカの移民政策と移民法制の連関

(1)　移民の意味

アメリカはしばしば移民の国と指摘される。たとえば、「米国が欧州と異なるのは、米国はそもそも建国期から移民が多数を占める国であり、ネイティブ・アメリカンと呼ばれる先住民の子孫を除けば、全員が過去一〇〇年か、せいぜい二五〇年位の間によそから移ってきた移民の子孫」[20] であるとされる。たしかに、アメリカは先住民であるネイティブ・アメリカンを駆逐し、アフリカから強制的に奴隷として連れてこられた黒人を使役して建国された国家である。

しかし、移民といっても、その内実は多様である。そもそも移民とは「永続的に定住する意図をもってある国家に入る」[21]者をさす。ただ、当初は移民として入国したわけではなくとも、永住する意図を持って入国した者やビザの期間が切れた後も不法に滞在し続ける者も実質的には移民となる。その意味で、わが国でしばしばアメリカにおける移民問題に関連して言及される illegal immigrants の意味についてどうとらえるかが重要となる。これから述べる内容と関連するので、この点についてあらかじめ若干の説明をしておきたい。

Illegal immigrants の邦訳としては、しばしば「不法移民」という文言が用いられる。たしかに、文字通り訳せばそのようになるが、この不法移民という文言は、アメリカでは主としてマス・メディア用語として登場するものである。正確には連邦政府によって認められた法的資格なしにアメリカに滞在する者（out-of-status immigrants）、あるいは法的資格を証明する正式書類を有しない者（undocumented immigrants）として言及されるべきものである[22]。したがって、不法移民とは正確には合法的に居住する外国生まれの人口数、すなわち合法的永住者（legal permanent residents）、帰化した者（naturalized citizens）、政治的亡命者（asylees）、難民（refugees）そして非移民（nonimmigrants）を、すべての外国生まれの人口数から引いた者をさす。その数は、二〇一一年一月現在、国土安全省の報告によれば、一一五〇万人であり、そのうち二〇〇〇年から二〇〇四年にアメリカに来た者が三三〇万人、二九パーセントを占め、それに続いて、一九九五年から一九九九年までが三〇〇万人となっている[23]。不法移民という文言を用いることは、アメリカにおける不法移民を生み出す構造的問題の根深さと現状における不法移民に対する法執行が人権侵害を伴いがちであるとの指摘[24]に照らすと、必ずしも適切ではない場合がある。本稿でも不法移民という文言を用いる際にはそのような負の側面を伴うことを意識していくことにしたい。

(2) 移民政策の三つの基調

アメリカでの移民問題については、最近のヒスパニック系不法移民の大量流入に関連して言及されることが多いが、それ以前から移民の規制という問題は歴史的には繰り返し議論の対象とされてきた。ただし、移民の規制という問題が政治的、社会的に大きく浮かび上がってきたのは、一九世紀後半からである。もっとも、移民規制の問題として今日指摘されるもののうち、少なくとも三つの点については、すでに建国当初から存在していた。

第一の点は、移民規制と密接に絡む形で帰化をどのようにとらえるのかが基本的に議論されてきたということである。歴史的にいえば、アメリカでは独立以前は労働人口を増大させる必要性を認識していたイギリス本国政府の意向もあり、自発的な移民が奨励され、イギリス人以外のヨーロッパからの移民に対する規制はほとんど行われなかった[25]。そのような傾向は合衆国独立後も基本的に継承された。独立当初の連邦議会での議論は、移民については広く受け入れるという開放政策の立場をとり、移民に関する立法も間接的な規制にとどまり、また、連邦政府も出入国者数の統計事務や移民による伝染病の予防などにその役割を限定していた[26]。

もっとも、初期の連邦議会における移民関連の法律を審議する過程で際立っていたのは、市民権を与える道を移民にどのような形で開放するかをめぐる議論であった。この点に関する連邦議会の同意の上に制定されたのが、一七九五年帰化法（naturalization law）である。一七九五年帰化法は、市民権を得る手続とアメリカに対する排他的忠誠を求めることを明らかにしていた。同法によれば、市民権を得るためには、五年間の合衆国での滞在期間[27]に加えて、帰化の意図を二年前から明らかにすること、五年間住所を有していたことを宣誓すること、その他の以前の忠誠を否定し、そしてすべての外国の権原（titles）を放棄し忠誠の宣誓を行うこと、善良な性格を有することを明らかにし合衆国憲法の諸原理を信じ、コミュニティに対する貢献をなすこと、という要件を満たす場合には、市民権を得ることができるとされた。そこでは、労働力の確保という目的のために移民が必要とされ

ていることは認識しつつ、市民権を獲得するためには一定の信念を共有することが求められていたのである。

第二の特色は、一七九五年帰化法の適用対象が「自由民として出生した白人（free-born white persons）」に限定されていたということである。さらに、そこでは白人といっても、法律制定時に合衆国に居住していた白人に限られていたのである。このような人種を限定して移民を認めるないし区別するというゼノフォビア（Xenophobia、外国人を恐れること）的な考え方は、その後のアメリカ移民政策および移民法の中において、その基調として存在することになるのである。そのことは、後述するように、アメリカの移民政策の展開の中で具体的に見られたが、最近でも、たとえば、アメリカの有名な政治学者学であるサミュエル・ハンティントンは、二〇〇五年に出版した本の中で、ラテン・アメリカ地域からの移民は、これまでの移民と異なり、アメリカの文化や言語になじもうとせず、これまでのアメリカ文化とは異質な文化をアメリカに持ち込もうとしていると指摘し、物議を醸したことはよく知られている。[28] このようなゼノフォビア的な志向は、現在の移民規制支持派の中にも強く見られるところである。

第三の特徴は、移民規制をめぐる連邦と州の権限が必ずしも明瞭には分かれていなかったということである。その大きな原因の一つは、合衆国憲法が帰化については、第一条第八節第四項[29]で「統一的な帰化の規則」を定める権限を連邦議会に与えることを明文で定め、州による移民への市民権の付与を認めていないのに対し、出入国管理については、明示的に定めていないからである。そのため、一八七五年以前は州が移民についての規制を行っていた。もっともその時期の移民問題は、基本的にアメリカが移民を歓迎する中で、[30] 一定の望ましくない者、すなわち犯罪者、浮浪民、奴隷、特定宗教の信者の出入国規制にとどまっていたため、連邦が介入する必要性が乏しかったのである。[31]

もっとも、連邦最高裁はそのような中で制定された連邦の移民立法をすべて合憲とする立場を示していた。そ

して、Henderson v. Mayor of New York 事件[32]で新たな移民に対する州の警察権限に基づく規制を合憲と解してきた先例に対して、そのような州の規制は連邦の通商規制権限を侵害すると判断し、アメリカにおける統一的な移民規制制度に従う必要性を説いた。しかし、連邦の移民規制権限の根拠をめぐってはいま述べたHenderson判決のように当初通商規制権限に求められた[33]。その後も権限の根拠をどうとらえるかは必ずしも安定せず、統一的な帰化の規則を定める権限、戦争権限などが挙げられ[34]、判例は明確な立場を示すことができなかった[35]。しかし最終的に連邦最高裁は、Chae Chan Ping v. United States 事件[36]で、連邦の外国人入国拒否権限の根拠を合衆国憲法により連邦政府に明示的に委任された権限ではなく、国家固有の権限としての主権に求めた。その後連邦最高裁は、外国人の強制退去命令権限も同様な国家固有の権限に基づくものであり、その権限は絶対的で無制約であると判示した[37]。そして、United States v. Curtis-Wright Export Corp 事件[38]で、この権限は合衆国憲法によって付与されたものではなく、国家としての固有の権限であると判示した。そこでは、この連邦の権限はイギリスからアメリカの独立の際に国家としての固有の権限として各州の連合としての合衆国に移されたものであり[39]、したがってそれは前憲法的なものであるとされたのである[40]。

その後の連邦最高裁の判例は一貫して、出入国管理権限は「本来的で無制約」(plenary and unqualified) と解してきた。したがって連邦の移民規制権限の範囲も無制約になるとされることになる。連邦最高裁は、その後、Arizona v. U.S. 事件[41]で州は移民に関する連邦政府の権限を剝奪することはできないと判示した[42]。州の移民規制立法は、連邦法がすでに規制している場合には、専占の法理に基づいて合衆国憲法に反し違憲と判断されることになるのである。もっとも、合法的な滞在資格を持たないことを知りながら、市民でない者を雇用した場合に、その雇用が合法的に居住している労働者に有害な影響を与える場合には禁じられるとしたカリフォルニア州法が争われたDe Canas v. Bica 事件[43]で、連邦最高裁は、連邦の移民規制権限が存在しているとしても、そのことから

市民でない者（non-citizens）に対する規制が自動的に排除されるものではないと判示した。したがって、市民でない者を規制する州法がつねに連邦の移民規制と抵触するものではないことになる。[44] その意味で、州が市民でない者、たとえば不正に入国して労働している者について規制をしている場合に、それが実質的には州の移民規制である場合に、連邦の移民規制権限との抵触は、前述した専占の法理に基づいて判断されることになる。

もっとも、専占の有無の具体的判断は、裁判官によってかなりの差が生じる。この点に関する近年の代表的な連邦最高裁の判例である Arizona v. U.S. 事件に対する判決でも、当該アリゾナ州法と連邦の移民規制権限との抵触が争われた四つの条項について、多数意見と少数意見はそれぞれの条項の合憲性についてかなり異なった判断を示した。それは、連邦政府が移民法を執行する際に州に対してその執行を行うように求めることができるかという、連邦主義との関係で判断するべき点を含むためであるが、その判断内容は各裁判官ごとに大きな差があり、今後に残された憲法問題といえる。ただ、スカリア裁判官がアリゾナ州法は連邦の権限に一切抵触していないとの判断を示したことについて、それはむしろ移民規制権限は州も保持するという独特の見解によるものと見ることができる。

(3) アメリカ移民政策の転機

アメリカの移民政策は、いま述べたような三つの基調を踏まえつつ今日まで展開されてきているが、その特色は、移民政策が労働力の逼迫とそれを受けて移民の受け入れを行ったあとに、移民の増大に伴う国内労働者の不満を背景としたゼノフォビア的批判と移民の規制を強化して外国人を締め出すべきだとするネイティビズム（nativism、先住者保護主義）[45] の波が到来するという現象がいくつかの時代において交互に到来するという形で展開してきた。[46]

その中でも、とくに移民規制政策の観点から大きな転機と注目されるのは、[47]米墨戦争（一八四六年―一八四八年）の結果アメリカが獲得したカリフォルニアにおける中国人移民の規制と排除をめぐる状況である。カリフォルニアでは、一八四八年から一八五四年のゴールドラッシュの時代と一八六〇年代後半のセントラル・パシフィック鉄道建設の時代に、中国人が安価な労働力として大量に移民として入国してきた。[48]その際には、「移民入国手続きも検疫検査も一切行われることはなかった」[49]といわれる。

このような安価な労働力としての中国人移民の大量流入は、同じ下層労働者として存在していたアイルランド系移民との間に摩擦を生じさせ、また当時ようやく労働条件の改善に成功しつつあった他の外国生まれの白人移民労働者の間に不安と不満を生み出すことになった。さらに、この状況は中国人売春婦問題によって社会的な害悪の蔓延が指摘されるなどして、一層悪化させられた。[50]実際、一八七七年にいわゆる砂地暴動が発生し、中国人経営の店舗や労働者として働くたばこ工場などに限って襲撃、放火などが行われ、死者一八名を数える大惨事が生じた。[51]この暴動の中心にあったのはアイルランド系移民のデニス・カーニー（Denis Kearney）によって率いられたカリフォルニア勤労者党（Workingmen's Party of California）であった。カーニーの主張は、移民の必要性を認めつつ、中国人労働者の大量流入によってアメリカの労働者の賃金が低下する影響を受けることは不当であって認められず、中国人労働者の雇用は禁止されるべきだとするものであった。そして、このような主張は多くの支持を集め、最終的にはカリフォルニア州を超えて連邦議会に中国人移民規制法案が提出されることとなり、一八八二年に中国人排斥法が成立し、一〇年間の中国人労働者の入国が禁止され、[52]また教員、学生、商人などの入国枠も極端に狭く設定されるなどして、事実上中国人移民は締め出されることになった。[53]

いままで述べてきた一八四〇年代から八〇年代初期における中国人移民の大量流入とそれに対する規制の動きの中には、すでに触れたようなアメリカの移民政策の三つの特徴、すなわちサンフランシスコのチャイナタウン

に代表される孤立的な中国人社会の形成によるアメリカ社会への同化の拒否[54]、中国人移民労働者と白人のアイルランド系移民の確執、移民入国手続の未実施が挙げられる。ただ、この時期の中国人移民に対する規制の特色として、中国人労働者の及ぼす経済的脅威、社会的、道徳的影響に加えて[55]、人種差別的な考慮が存在したことが注意されるべきだと思われる。それは、白人男性による殺人に対する中国系アメリカ人と中国人移民の証言を認めるべきか否かが争われた一八五四年の People v. Hall 事件[56]で、カリフォルニア州最高裁が下した判決に如実に示されている。この事件で州最高裁は、一八五〇年のカリフォルニア州刑事訴訟法一四条が「黒人」と「インディアン」（ネイティブ・アメリカン）に「白人」に対する証拠を示すことを禁じていることを類推解釈して、ここでいう「黒人」とは白人以外のすべての者をさし、また「インディアン」とはモンゴロイド（黄色人種）すべてを意味するとし、したがって中国系アメリカ人や中国人移民は白人の犯罪に対する証言を行うことは認められないとして、原判決を破棄し、差し戻した。この判決は、このような判断を示すに当たって、白人以外の者としての黒人やモンゴロイド（黄色人種）は人種として白人に劣り、歴史的に見れば知的な能力の発展には限界を有し、言語、肌の色、肉体的構造などが異なり、証言を行う権利ばかりではなく、アメリカにおける統治に参加するいかなる特権も有しないとしており[57]、そこには明らかな人種差別的考慮とともに、「アメリカ人」という存在を白人に限定して理解しようとする排他的な理解が示されているのである[58]。

(4) 「アメリカ人」の観点と移民法制の展開

いま述べたように、中国人移民問題には、ヨーロッパからの移民とは異なる特徴をもった形の移民、すなわち伝統的な「アメリカ人」と質的に異なる移民に対する恐怖心そして敵対心を見て取ることができる。このような警戒心、敵対心は、中国人移民問題が沈静化した以後、今日にいたるまでのアメリカの移民政策および移民法制

の展開において見ることができる。とくに現在では、そのような傾向が、ヒスパニック系移民、とくにメキシコからの移民に対する見方の中に現れていると思われる。

ここでは、そのような白人でない者に対する警戒心、敵対心が移民政策および移民法の中に、また移民法の実際の執行過程の中に見られると強く主張するヒン（Bill Ong Hing）教授の立場について若干検討して見ることにしたい。ヒン教授は、アメリカが移民の国といわれる場合に、その言明の背後に「真のアメリカ人」[59]の意味をめぐる一貫した歴史的緊張関係が存在していることを意識すべきであるとするからである[60]。

ヒン教授によれば、中国人移民に対する当初の歓迎、その後の排斥運動、そして排斥運動の立法化という動きは、基本的にその後の日本人移民、インド人移民、フィリピン人移民などいずれの場合にも同様に見られたとされる。そして、その排斥運動においては、いずれもそれら移民から「われわれ市民」を擁護する必要性が謳われたとする。すなわち、中国人をはじめとするアジアからの移民は単なる安価な労働力に過ぎず、「われわれ市民」という概念から除外された存在であったと指摘するのである[61]。

もっとも、すべてのヨーロッパからの移民が、ヒン教授のいう「真のアメリカ人」として受け入れられたわけではなかったことも事実である。それは、一九一七年移民法[62]で一六歳以上の外国人に対して英語の読解テストを課し、この当時のヨーロッパ南部および西部からの移民を規制しようとしていたことからもうかがわれる。そして、その動きは、各国からの年間移民数を一九一〇年時点でのアメリカにおける各国出身者数の三パーセントに制限した一九二一年緊急割当法[63]（Emergency Quota Law of 1921）およびそれを強化して国別割当の基準を南部および東部のヨーロッパからの移民が大量に流入する以前の一八九〇年に変更するとともに人口の二パーセント以内とした一九二四年移民法[64]（Immigration Act of 1924）によって、一層強化されることになった[65]。この一九二四年移民法により、南部および東部ヨーロッパからの移民数は大きく減少することになった。そこでは、後に一九

五二年移民法に対するトルーマン大統領の拒否権発動の理由として明確に述べられているように[66]、ヨーロッパ南部および西部の移民、具体的にはイタリア、ギリシャ、アイルランド移民を制限することが大きなねらいとされ、それによって、ヨーロッパ北部および西部からの移民とその子孫を「真のアメリカ人」の根幹に置くべきだとする考えが明瞭に打ち出されていた。また、アジア人についてはアメリカ市民権を得る資格を有しない者とされた。

このように一九二一年緊急割当法と一九二四年移民法によって、アメリカの移民政策がエスニックや人種的要素に基づく質的な制限と移民の割当数制限という特色を有することになり、その特色はそれ以後も一九六五年移民国籍法（Immigration and Nationality Act）[67]によって割当制限が廃止されるまで移民政策の特色として維持されることになったとヒン教授は指摘するのである[68]。

このようなヒン教授の指摘は、興味深いものがあるが、若干の疑問も存在する。それは、アジア系移民とヒスパニック系移民、なかでもメキシコ系移民の不平等な取扱いは同じ根拠に基づくものかという点である。この点で、たしかに両者は当初アメリカ社会への同化を拒否するものとされたが、アジア系とヒスパニック系では異なる点も存在するように思われる。そこで、以下ヒスパニック系移民、とくにメキシコ系移民の問題について見ていくことにしたい。

3　メキシコ系移民の問題

(1)　一九六五年移民法とメキシコ不法移民の関係

国別割当制度は一九六五年移民国籍法によって廃止され、それに代えて優先制（priority system）が採用され[69]、移民受入総数は一七万人とされた。優先制の下では移民として入国して市民権を得た者や永住資格を有する者の

家族および親族に優先枠および一定の技能を有する者について優先枠が認められた。とくに移民の家族に対する優先枠は、アメリカで不足する技術者の優先枠やアメリカへの投資を行った者よりも上位に位置づけられた。このような一九六五年移民国籍法のねらいは、アメリカ移民法における伝統的な移民家族の保護という考え方に加えて、グローバル化しつつある経済の中で、国家間の相互依存関係が進展し特定の国家に不利益な政策を続けることの困難さに対する認識を反映したものであった。[70]

一九六五年法の下では移民について出身国にかかわらずできる限り平等に扱うことが期待されたが、そこで、一つ大きな問題として浮上してきたのは、多くの移民希望者がいたメキシコをどのように考えるかであった。一九六五年法では平等な取扱いを目指す一方で、労働者の入国要件を厳格化し、アメリカ人労働者に代替するものではないことの証明が求められたからである。その結果、多くのメキシコ人労働者は、正式な入国書類を有しない不法移民としてアメリカに滞在する事例が多く見られるようになったのである。

ヒン教授によれば、そのような事態に対して、メキシコ人はアメリカ人労働者から仕事を奪う者であるという批判が生じ、連邦議会は一九七六年にはメキシコ人の入国者数に制限を課し、また、正式の文書を所持しない労働者を雇用した者に対する制裁を科す声が見られるようになったとされる。また、一九九〇年移民国籍法[71]でそれまで「顕著な技術及び能力を有する（distingusihed merit and ability）」者に発給するH－Iビザ（五四〇〇〇名）を「特別な職業（in specialty occupation）」にかかわる移民の入国を認めるH－1Bビザ（六五〇〇〇名）に切り替えが行われた。これらの法律に示された移民政策は、実質的にメキシコ人を含むラティーノ系移民を排除するねらいを持つものであったとヒン教授は指摘する。[72]

(2) 不法移民増大の歴史的背景

それでは、そのようなメキシコからの不法移民の増大はなぜ生じたのであろうか。それを知るために、まずメキシコとアメリカの歴史的関係を知ることが重要である。

カリフォルニアの領有をメキシコとアメリカが争ったことは前述したが、そのことから理解されるように、カリフォルニアおよびその周辺地域には数多くのメキシコ人が当初住んでいた。しかし、一八四八年のグアダルーペ・イダルゴ条約（Treaty of Guadalupe Hidalgo）[73]に基づいてアメリカがカリフォルニアの領有権を獲得した後は、メキシコ人の当該地域への出入国は、規制されるようになった。しかし、一九世紀後半頃までは、アメリカの各州は安価で従順な労働力として大量のメキシコ人とくに農業労働者の移民を歓迎し、またメキシコ人農業労働者も国内の不景気などからアメリカ国内での労働に従事し、その経験を活かしてメキシコの家族にその賃金を送金することを望んだ。とくにメキシコ人労働者は、季節労働者として定住をしないという性格を有していたため、アメリカの雇用主に歓迎されることになった。そして、その後も熟練したメキシコ人農業労働者はアメリカの農業の発展に大きく貢献したのである。

しかし、第二次大戦前の不景気時にアメリカの貧農層がメキシコ人労働者の仕事にまで就業するようになった結果、両者の間に軋轢が生じることになった。その結果、一九四三年に米墨両国政府によって第二次大戦終結までを一応の目安としてブラセロ・プログラム（Bracero Program）[74]の実施が合意され、一時的にアメリカで農業労働に従事するメキシコ人労働者の入国が認められた。この計画によってメキシコ人労働者の入国者数の調整が図られた。ブラセロ計画の実施にあたっては、アメリカ人労働者と同一労働同一賃金、住居や健康管理、年少労働の禁止など一定の労働条件の実現が定められていたため、多くのメキシコ人労働者がブラセロ・プログラムに応募した。そのため、採用されなかったメキシコ人労働者は不法移民という形でアメリカに入国した。ただ、こ

のブラセロ・プログラムの実際の執行の過程ではメキシコ人労働者に対する不当な取扱いも住居の質の悪さや実際に雇用主によって支払われる賃金の低さなどの面で見られた。またアメリカ政府もそのような状況を改善する努力を示さなかった。[75]

もっとも、そのような状況の中でもブラセロ・プログラムは当初予定された期間を延長して行われ、公式にプログラムが終了したのは一九六四年であった。ただ、この間においてメキシコとアメリカの農業労働者の間の賃金格差やメキシコの景気が回復したわけではなかったため、その後もメキシコ人労働者は不法移民の形でアメリカでの農業労働に従事することになった。その意味では、ブラセロ・プログラム終了後にメキシコ人不法移民問題が本格化するということになったということができる。[76]

(3) 不法移民に対する移民法の執行と連邦最高裁

メキシコ人不法移民は、ブラセロ・プログラム後の一九六〇年代から七〇年代にかけて、アメリカでの安価な労働力として多く見られるようになった。これらの不法移民の中には、正式な形で移民として入国し合法的な永住者としてグリーン・カードを所有することが可能な者も存在したが、その際の手続を嫌い、それを経ることなくアメリカに入国し不法滞在する者も多かった。また、正規に入国してその滞在期間を超過して存在する者も含まれていた。このような不法移民の特色はアメリカとメキシコの往来を繰り返すことにあった。

このようなメキシコ人不法移民に対して、アメリカでは移民法の厳格な執行が次第に行われるようになった。その主体はメキシコとの南部国境に配置された国境警備パトロールであった。国境警備パトロールによる活動は、主としてメキシコ国境から離れた主要ハイウェイに設けられた固定検問所（permanent checkpoint）における検問と国境を随時移動して行う（roving）警備を通して行われた。[77] しかし、そのような警備活動により人権侵害が

引き起こされているとの批判が次第に強く主張されるようになった。

これに対して、連邦最高裁は当初国境警備パトロールの活動、とくに令状のない場合や「相当な理由（probable cause）」なしに行われる法執行に批判的な立場を示したが、不法移民に対する批判が拡大するにつれて、その立場を変化させ是認する姿勢を示した。たとえば、固定検問所での自動車検問の合憲性が問われたU.S. v. Martinez-Fuerte 事件[78]では、固定検問所が主要ハイウェイという交通量の多いところで行われており合理的な疑いを個別に求めることは実際的ではないこと、捜索は行われておらず侵害は検問によって得られる政府利益の大きさに比べて最低限なものであることなどを理由に、固定検問所で自動車を停止させ、車内の者に尋問することは合衆国憲法修正四条に違反せず、その自動車内に不法移民が同乗しているとの個別の疑いなしに合理的に配置された固定検問所で行うことが許されると判示した[79]。

また、連邦最高裁は連邦移民・国籍局（Immigration and Nationality Service、以下ＩＮＳという）による多数の不法移民が雇用されているとの相当な理由に基づく令状による工場内調査（factory surveys）において、出口付近にＩＮＳ職員が立った上で、他のＩＮＳ職員が工場内で働いている労働者に対して市民権を有しているか否かの質問を順次行ったことから、ＩＮＳの工場内調査が、工場のすべての労働力の接収（seizure）にあたり、合衆国憲法修正四条に違反するかなどが争われた INS v. Delgado 事件[80]でも、工場内調査は調査中工場を接収した形で行われたものではないから合憲であり、またＩＮＳ職員による質問も工場内の他の労働者の活動を抑制するものではないから拘束や合衆国憲法修正四条にいう差押えには当たらないと判示して、不法移民に対するＩＮＳの活動を幅広く認めた。

(4) 連邦議会の対応

しかし、このような移民法の執行の厳格化にもかかわらず、メキシコからの不法移民は、一九七〇年代から一九八〇年代初期には八〇〇万から一二〇〇万人に増加したため、一九八六年に移民改革・コントロール法(Immigration Reform and Control Act)[81]が制定された。この法律は、一九七二年のカリフォルニア州で制定された不法移民の雇用主に制裁を加える州法[82]に見られるような雇用主に対する制裁を刑事および民事の両面で科すとともに、不法移民に一定の要件を充たすことによって法的地位の申請と取得の機会を与えようとするものであった。具体的な要件としては、一九八二年一月一日から合衆国で継続して居住していること、犯罪歴を有しないこと、選抜徴兵登録証明を提出すること、アメリカの歴史、政府および英語能力に関する最低限の知識を有することなどである。

このような不法移民の地位の合法化を認める規定を一九八六年移民改革・コントロール法がおいた理由について、ヒン教授はつぎのような四つの理由を挙げている。第一に、ほとんどの不法移民と呼ばれる人々は、勤勉で税金を払いアメリカに労働者として貢献している。第二に法的地位を取得することによってアメリカの労働法の保障を受けることになり、既存のアメリカの労働者の労働基準と賃金に悪影響を与えない。第三に、法的地位を認めることが移民改革にとって必須のものであり、それによってＩＮＳはその執行資源を新たな外国人の流れに振り向けることができる。第四に、法的地位を認めることによって不法移民に関するデータを提供することが可能になる。

これらの理由は、すでに述べたアメリカの移民法が今日のグローバルな移民の動向を取り入れようとしていることを考えるとき十分に納得しうるように思われるが、他方アメリカ国内において根強いネイティビストの立場からは、移民法に違反して入国するという犯罪を犯した者を恩赦（amnesty）で軽々しく救済するべきではないという強い批判が存在する。この法律に法的地位を認められた者は、五年間政府による福祉受給資格を失うとの

規定を定められたのもそのような批判と無関係ではないように思われる。

そのためもあってか、むしろ一九八〇年代から一九九〇年代にアメリカの南部国境ではメキシコ人の不法移民は増加し、それに対して、アメリカ政府は事前に入国を阻止するという政策を採り始めることになった。たとえば、クリントン政権の下では、「入国阻止を通してのコントロール」（control through deterrence）が重視されるようになった。ヒン教授によれば、それは「ゲートキーパー作戦（Operation Gatekeeper）」と呼ばれ、それまでの固定的検問所や国境警備隊による移動捜査に加えて、アメリカとメキシコの間にフェンスを建設してメキシコ人の侵入を事前に予防するものであった。[83] ところが、この事前予防的政策は実効性の観点からは問題を抱えるものであった。それは、この当時、メキシコは経済危機にあったために、メキシコ人はアメリカでの雇用を求めて、これらの障害を危険を承知の上で乗り越えようとしたからである。不法移民の人々は、アメリカへの入国ルートは、それまでの安全なものではなく、フェンスが広範囲に建設されたことそして国境警備パトロールが強化されたことに伴い、昼と夜の寒暖が激しい砂漠や大河を渡河するような危険を伴うルートをたどるようになったからである。[84]

ただ、このような悲惨な状況が生じているにもかかわらず、連邦政府、連邦議会とくに連邦下院は、移民政策および移民法を不法移民に利益をもたらす方向での改革には強く反対してきている。そして連邦政府もこれまでその積極的改革に手を貸そうとしてこなかったのである。たしかに、ブッシュ政権でも移民改革案が「季節労働者プログラム（guest-worker program）」として検討され、連邦議会に提出されたが、ブッシュ大統領はそれを強く推進しようとはしなかったといわれる。その結果、むしろ不法移民に対する事前予防的内容を強くもった規制が連邦法ではなく州法の形で制定され、実施を目指されるようになったのである。その一つの例がすでに別稿でも触れた全米一厳しい移民執行法と呼ばれたアリゾナ州法である。このアリゾナ州法については、アリゾナ対合

衆国事件（Arizona v. U.S.）でその合憲性が争われたが、連邦最高裁は連邦による専占の法理を適用して、州法の多くの条項を違憲と判示した。もっとも、このアリゾナ州法が合衆国憲法に違反するという判断は、不法移民に対する連邦政府の規制を緩和するべきだという判断と結びつくわけではない。判決は、むしろ連邦の移民規制権限の大きさを再確認したからである。このような連邦議会の対応、さらに連邦最高裁の判例動向の中で連邦政府による移民法の厳格な執行が行われてきたのである。そして、それは今回のオバマ政権案、そして上院法案における国境警備の強化策の維持となって現れているのである。

4　まとめに代えて

本稿では、最近オバマ大統領によって連邦議会に提案され、上院では通過したものの下院で強い反対に遭遇している移民改革法案について、その歴史的背景を検討してきた。わが国では、オバマ大統領といえば初めての黒人大統領であり民主党の指導者であることから、リベラルな傾向を有していると考えられているように思われる。たしかに医療保険制度改革ではマイノリティや貧困者に対するリベラルな傾向が示されたといえる。[85] しかし、移民改革については、必ずしもリベラルな政権の特色が示されているわけではない。それはこれまでのアメリカにおける移民政策の展開を踏まえたものとなっているためである。本稿ではそのことを示すために、歴史的な検討を加えてきた。

もちろん、このような検討によって明らかにされるのは、メキシコからの不法移民の規制をめぐる問題の一端にとどまる。今後は、少なくとも二つの点をまず検討する必要があると思われる。一つは移民法執行の中での不法移民を雇用した者に対する制裁の有効性、適切性をどのように判断するかという点である。またもう一点は、

不法移民に対する国境オープン化政策と合衆国憲法、とくに主権のあり方との関係性である。これら二点についての詳細な検討は、今後の課題とすることを明示することによって、本稿をとりあえず閉じることにしたい。

（1） Cindy Y. Rodriguez, *Latino Vote Key to Obama's Re-election*（November 9, 2012), available at〈http://edition.cnn.com/2012/11/09/politics/latino-vote-key-election/〉.

（2） Megan Slack, *President Obama's Four Part Plan for Comprehensive Immigration Reform*, available at〈http://www.whitehouse.gov/blog/2013/01/29/watch-live-president-obama-speaks-comprehensive-immigration-reform〉.

（3） 八人のギャングと呼ばれたのは、共和党のジョン・マケイン（John McCain、アリゾナ州選出）、マーコ・ルービオ（Marco Rubio、フロリダ州選出）、リンゼイ・グラハム（Lindsey Graham、サウスカロライナ州選出）、ジェフ・フレーク（Jeff Flake、アリゾナ州選出）の各上院議員、および民主党のチャック・シューマー（Chuck Schumer、ニューヨーク州選出）、ディック・ダービン（Dick Durbin、イリノイ州選出）、ボブ・メネンデズ（Bob Menendez、ニュージャージー州選出）、マイケル・ベネット（Michael Bennet、コロラド州選出）の各上院議員である。Elise Foley, *Senate Immigration Reform Bill Passes With Strong Majority*, available at〈http://www.huffingtonpost.com/2013/06/27/senate-immigration-reform-bill_n_3511664.html〉.

（4） Border Security, Economic Opportunity, and Immigration Modernization Act of 2013（S.744).

（5） H－1Bビザとは、専門職に従事する者に与えられるビザであり、一定の学位取得や秀でた能力などが求められる。詳しくは、以下のホームページを参照のこと。〈http://www.uscis.gov/portal/site/uscis/menuitem.eb1d4c2a3e5b9ac89243c6a7543f6d1a/?vgnextoid=7356681126 4a3210VgnVCM100000b92ca60aRCRD&vgnextchannel=7356681126 4a3210VgnVCM100000b92ca60aRCRD〉.

（6） グリーン・カードとは、アメリカに永住して労働することが認められる者に与えられる緑色のカードである。なお、グリーン・カードには、家族がすでに永住していることや政治的難民であることを理由に認められる場合もある。詳しくは、以下のホームページを参照のこと。〈http://www.uscis.gov/portal/site/uscis/menuitem.eb1d4c2a3e5b9a

c89243c6a7543f6d1a/?vgnextoid=ae853ad15c673210VgnVCM100000082ca60aRCRD&vgnextchannel=ae853ad15c673210VgnVCM100000082ca60aRCRD〉.

（7） Elise Foley, *Senate Immigration Bill To Heighten Border Security, Grant Legal Status,* available at 〈http://www.huffingtonpost.com/2013/04/16/senate-immigration-bill_n_3095733.html?view=print&comm_ref=false〉.

（8） *Id.*

（9） *Id.*

（10） 毎日新聞「米移民法案：下院で未審議二カ月　見通したたず『漂流』」。以下のホームページを参照のこと。〈http://mainichi.jp/select/news/20130823k0000m030060000c.html〉.

（11） 報告書については、ホワイトハウスの以下のホームページを参照のこと。〈http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/uploads/ag-rural-report-07292013.pdf〉.

（12） *White House puts numbers to immigration reform* (Aug. 13, 2013), available at 〈http://www.upi.com/Business_News/2013/08/13/White-House-puts-numbers-to-immigration-reform/UPI-59971376433398/〉.

（13） なお、ホワイトハウスは八月一三日には正式な書類を有しない移民の帰化によって、アメリカの総所得は七九一〇億ドル増加し、一八四〇億ドルの連邦および州の税収入が増え、また二〇〇万人の雇用が創出されるとする報告書を公表し、下院での審議の促進を促した。*See White House Touts Economic Gains of Immigration Reform* (AFP－Wed, Aug 14, 2013), available at 〈http://news.yahoo.com/white-house-touts-economic-gains-223645841.html〉.

（14） これまでの移民改革法案については、Bill Ong Hing, Deporting Our Souls: Values, Morality, and Immigration Policy 8-51 (2006).

（15） Zeke J Miller, *Exclusive: RNC Ups Immigration Reform Pressure On Congressional GOP – But Rejects Path To Citizenship* (Aug. 16, 2013), available at 〈http://swampland.time.com/2013/08/16/rnc-ups-immigration-reform-pressure-on-congressional-gop-but-rejects-path-to-citizenship/〉.

（16） Brian Bennett and Joseph Tanfani, *Immigration Reform Creates Odd Political Alliances* (August 10, 2013), available at 〈http://articles.latimes.com/2013/aug/10/nation/la-na-immigration-money-20130811〉.

(17) 宗教団体も法案に対する反対を再考するように信者に求める広告をラジオで流すところが出ている。Laura Matthews, *Immigration Reform 2013: Evangelical Coalition Makes Big Ad Buy To Counter Opponents of Reform*, (August 22, 2013), available at〈http://www.ibtimes.com/immigration-reform-2013-evangelical-coalition-makes-big-ad-buy-counter-opponents-reform-1395975〉.

(18) ＩＴ企業の代表ともいえるフェイス・ブックのザッカーバーグ会長が創設し多くのハイテク企業の役員が支援するFWD.usという団体は、五〇万ドル以上の宣伝資金を投入するといわれる。ハイテク企業はＨ１Ｂビザの数を増加させて高度な能力を有する外国人研究者を雇用することを目的としている。*Id.* 商工会議所の賛成理由も同様なものである。

(19) ＡＦＬ－ＣＩＯは、八月と九月に一〇〇万ドルを超える資金を投じて、共和党の反対派下院議員四〇人を対象とした広告を流す計画である。*Id.*

(20) 山岡加奈子「米国の不法移民滞在合法化法案：移民の国のジレンマ」二頁。この論文については、以下のホームページを参照のこと。〈http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/pdf/200605_yamaoka.pdf〉.

(21) Black's Law Dictionary, 817 (Bryan A. Garner ed., 9th ed. 2009).

(22) Jane Guskin and David L. Wilson, The Politics of Immigration 15 (2007).

(23) Michael Hoefer, Nancy Rytina and Bryan Baker, *Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States: January 2011*, 3 Population Estimates (March 2012), available at〈http://www.dhs.gov/xlibrary/assets/statistics/publications/ois_ill_pe_2011.pdf〉.

(24) Bill Ong Hing, Ethical Borders: NAFTA, Globarization, and Mexican Migration, 116-32 (2010) は、アメリカ政府、とくにクリントン政権以後強化された国境警備パトロールによる不法移民の入国を阻止する活動やＩＮＳによる労働現場の強制捜査による人権侵害の具体例を数多く指摘して参考になる。

(25) David A. Gerber, American Immigration 17 (2011).

(26) *Id.* at 18-19.

(27) この滞在期間については、一七八九年のAlien and Sedition Actにより、一四年間とされた。
(28) Samuel P. Hungtington, Who Are We ?: The Challenge to America's National Identity, 221-30 (2005).
(29) Article 1, §8, clause 4 of the United States Constitution.
(30) 一八六四年に制定された連邦の最初の包括的な移民法は、南北戦争による生産増強のための労働力として移民を奨励することをねらいとしていた。Bill Ong Hing, Defining America: Through Immigration Policy 21 (2004).
(31) その理由として、州の警察権の行使と解する立場もありうるところである。
(32) 92 U.S. 259 (1876).
(33) Passenger Cases (Smith v. Turner), 48 U.S. 283 (1849).
(34) Nishimura Ekiu v. Unite States, 142 U.S. 651 (1892).
(35) David Weissbrodt and Laura Danielson, Immigration Law and Procedure, 63-65 (6th ed. 2011).
(36) 130 U.S. 581 (1889).
(37) Fong Yue Ting v. U.S., 149 U.S. 698 (1893). なお、入国拒否処分と退去強制処分の際の人権に対する制約の程度および違憲審査のあり方は異なるとされる。Leti Volpp, *Imaginings of Space in Immigration Law*, Law, Culture and the Humanities 7 (2012). この論文については、以下のホームページ参照。〈http://lch.sagepub.com/content/early/2012/02/27/1743872111435963〉.
(38) United States v. Curtis-Wright Export Corp., 299 U.S. 304 (1936).
(39) この点で、スカリア裁判官のアリゾナ事件判決での反対意見が注目される。
(40) Weissbrodt and Danielson, *supra* note 35, at 67.
(41) 567 U.S. ___ (2012).
(42) もっとも、この判決では連邦の移民規制権限の根拠として憲法に定められた統一的な帰化規則の制定権も与えられている。
(43) 424 U.S. 351 (1976).
(44) この点で、州の規制しうる外国人法制と連邦の規制する移民法制との抵触をどう解決するかが問題になりうる。

Linda Bosniak, *The Undocumented Immigrant : Contending Policy Approaches* 85, 87 in DEBATING IMMIGRATION (Carol M. Swain ed., 2007).

(45) ネイティビズムとゼノフォビアは似た点をもつが、ネイティビズムはゼノフォビアとは異なり、外国人を排除しようと考える傾向を有する。

(46) WEISSBRODT AND DANIELSON, *supra* note 35, at 15.

(47) 貴堂嘉之『アメリカ合衆国と中国人移民』（名古屋大学出版会、二〇一二年）一頁。

(48) 貴堂・前掲書注(47)六九－七〇頁および七六頁。

(49) 貴堂・前掲書注(47)七〇頁。

(50) 中国人売春婦問題が生じた理由については、つぎのような指摘がなされている（貴堂・前掲書注(47)八八頁－九〇頁および九四頁）。この当時、日米紳士条約によって家族呼び寄せが認められていた日本人移民の場合と異なり、中国人移民については中国人女性が売春目的で入国しているとの取締当局の見解に影響されて制定された一八七五年の Page 法により中国人女性の入国が制限されたことおよび清朝政府が女子の渡航を厳重に禁止したため、極端な男性社会となってしまった。その結果、渡米する中国人女性の多くは売春婦となり、そのことによって白人青年の道徳的堕落や性病の感染が州や連邦の調査報告によって指摘されることになった結果、中国人売春婦問題は大きな中国人排斥の理由となったのである。*See also* HING, *supra* note 30, at 36.

(51) 貴堂・前掲書注(47)九七頁。

(52) 貴堂・前掲書注(47)九八－九九頁。

(53) HING, *supra* note 30, at 38.

(54) 貴堂・前掲書注(47)八一頁。

(55) 貴堂・前掲書注(47)一〇〇頁。

(56) 4 Cal. 399 (1854). なお、判決については、以下のホームページを参照のこと。〈http://www.cetel.org/1854_hall.html〉.

(57) *Id.*

(58) この判決は、後の一八七七年の砂地暴動へと結びつくものであったとされる。

(59) ヒン教授は、アメリカの建国当初の「アメリカ人」の意味は、イギリスおよびアングロサクソンに調和的な伝統に根拠を置くものであるとする。HING, *supra* note 30, at 27.

(60) *Id.* at 3.

(61) *Id.* at 50.

(62) Pub.L. 301 ; 39 Stat. 874. なお、この法律は東アジアの特定地域からのアメリカへの入国を禁止したものでもあったため、東アジア入国禁止地域法（Asiatic Barred Zone Act）とも呼ばれた。

(63) Pub.L. 67-5 ; 42 Stat. 5. ただし、この法律は、すでに移民として入国している者の配偶者および一八歳以下の子どもについては、割当の対象外としている。この点は、国別割当を廃止した一九六五年移民国籍法においても維持された。

(64) Pub.L. 68-139 ; 43 Stat. 153.

(65) ただし、一九二四年移民法は、一九二七年七月一日以後の割当については、総数を一五万人とした上で、一九二〇年時点における各国出身者数に応じて配分されると定めていた。この点については、以下のホームページを参照のこと。〈http://library.uwb.edu/guides/USimmigration/1924_immigration_act.html〉.

(66) HING, *supra* note 30, at 75-77. ただし、一九五二年移民法によってアジア系移民の排除条項が廃止された。

(67) Pub.L. 89-236 ; 79 Stat. 911.

(68) なお、一九五二年法は、制定された冷戦時代を反映して、共産主義者や破壊活動分子の入国を認めていないが、そのことは後の二〇〇一年の九・一一事件での連邦政府の対応への影響としてこの点をとらえるべきであるとヒン教授は指摘する。HING, *supra* note 30 at 91-92.

(69) Charles B. Keely, *Effects of the Immigration Act of 1965 on Selected Population Characteristics of Immigrants to the United States*, DEMOGRAPHY vol.8 no.2, 1971.

(70) HING, *supra* note 30, at 95-96. このような認識は、とくにケネディ政権の下で強く示されたものである。

(71) Pub.L. 101-649 ; 104 Stat. 4978. 一九九〇年移民国籍法は、またダイバーシティ（多様性）ビザ抽選分配プログ

ラムを設けたことでも知られる。そのプログラムでは、毎年司法長官が直近の五年間において五万人以上の移民の入国を認められた地域または国を高度入国許可地域ないし国とし、多様性を促進するためのビザを発給しないものとする一方、それ以外の地域には高卒以上の卒業資格と二年間の労働経験を要件として、それら要件を満たす者の中から抽選によってビザを発給しようとする目的を有していた。

(72) Hing, *supra* note 30, at 110-11.

(73) この条約については、以下のホームページ参照。〈http://www.archives.gov/education/lessons/guadalupe-hidalgo/〉.

(74) ブラセロ・プログラムの背景およびその実施状況については、以下のホームページを参照した。〈http://www.unco.edu/cohmlp/pdfs/Bracero_Program_PowerPoint.pdf〉.

(75) 〈http://www.unco.edu/cohmlp/pdfs/Bracero_Program_PowerPoint.pdf〉には、その当時のブラセロ労働者の置かれた状況を示す写真などが多数掲載されており、参考になる。

(76) Hing, *supra* note 30, at 132-33.

(77) *Id.* at 136.

(78) 428 U.S. 543（1976）.

(79) 428 U.S. at 556-64.

(80) 466 U.S. 210（1984）.

(81) Pub.L. 99-603 ; 100 Stat. 3359（1986）.

(82) 連邦最高裁は、この州法についてDe Canas v. Bica, 424 U.S. 351（1976）事件において、合憲とする判決を下した。

(83) Hing, *supra* note 14, at 3.

(84) Hing, *supra* note 30, at 205.

(85) この点については、医療保険制度改革を支持した連邦最高裁の National Federation of Independent Business v. Sebelius, 132 S. Ct. 2566（2012）事件を参照のこと。

＊本稿は、平成二五年度科学研究費助成事業（挑戦的萌芽研究）（課題番号：25590008）による成果の一部である。